平成２８年（フ）第３５号
岡山県玉野市宇野５丁目７番７号
債務者　久保　祥夫
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙﨑　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９号
広島市南区宇品西４丁目４―18　ポートピア宇品1405、申立時の住所広島市南区宇品西２丁目15番46―807号
債務者　品川　英治
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土井幸始
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目６番６号
債務者　白石　尚也
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　裕章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１５７号
神戸市長田区高取山町２丁目22番６―909号
債務者　魚家　　理
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１０５９号
千葉市緑区おゆみ野６丁目30番地５　ガーデンハイツＡ101号
債務者　藤枝　弘文
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８０号
千葉県市川市原木１丁目11番３号（セピアコートＢ―205号）
債務者　成木　弘明
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２号
千葉県船橋市二和東５丁目40番３号　コーポ若葉201号
債務者　水越　高広
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５０号
千葉県船橋市南三咲３丁目８番13号　イトウハイツＢ―202号
債務者　渡部　浩介
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
千葉県八千代市下高野553番地　なごみの家、住民票上の住所千葉県柏市豊四季台４丁目１番86―401号
債務者　安部　祥子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番14棟104号
債務者　加藤　　泉
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号
千葉県船橋市習志野台３丁目５番26棟401号
債務者　山田　文枝
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７号
千葉県市川市田尻４丁目１番40号（第二田彦荘101号）
債務者　爲田　世紀
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０９２号
大阪市此花区酉島２丁目４番地16号ＵＳＪ・コート407号室、住民票上の住所大阪市此花区春日出中１丁目７番22号
債務者　岸　亜梨沙
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０９５号
大阪府茨木市真砂１丁目18番３号　セジュール・ウエスト　101号、前住所大阪市西成区南津守４丁目１番70―203号
債務者　石原　　学
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０６号
大阪市城東区鴫野西３丁目４番２―511号、前住所大阪市城東区鴫野西３丁目１番18―1007号
債務者　築山　佳子（旧姓西沢）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５２号
大阪府八尾市老原３―62―６―113、住民票上の住所大阪府柏原市国分市場２丁目４番３号
債務者　髙橋　光行
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部